

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年8月31日（平成30年（行情）諮問第378号）

答申日：平成30年12月25日（平成30年度（行情）答申第364号）

事件名：特定県内の保険医療機関等に係る特定年度月別指導実施計画の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「平成30年度月別指導実施計画」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、中国四国厚生局長（以下「処分庁」という。）が、平成30年5月14日付け中厚発0514第11号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、下記（1）及び（2）を求めるというものである。

##### （1）趣旨その1

原処分のうち、「平成30年度月別指導実施計画」の不開示部分について「個別指導に係る会場」を「未実施の個別指導に係る会場」とするよう求める。

##### （2）趣旨その2

趣旨その1の求めが認められない場合は、原処分を取り消し、全部開示するよう求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

###### ア 趣旨その1の理由

過去に情報公開・個人情報保護審査会が行った答申に反する

審査請求人が平成29特定月日に行なった行政文書の開示請求（特定番号）に対して、処分庁は、「平成29年度月別指導実施計画」の「未実施の指導に係る会場」部分を法5条2号イに該当するとして不開示と決定した（平成29年5月1日付け中厚発0501第6号）。

これを不服として審査請求人が行った審査請求を受け、諮問庁は、

処分庁が不開示とした部分の一部（「平成29年度月別指導実施計画」のうち、新規個別指導の会場及び集団指導の会場）を新たに開示した上で、その余の部分（個別指導の会場）は不開示を維持することが妥当である旨の意見を付し、審査会に諮問を行なった（平成29年（行情）諮問第376号）。

個別指導の会場に関する部分を不開示とすることについて、諮問庁の説明及び審査会の答申（平成29年度（行情）答申第441号。以下「先例答申」という。）の概要は以下のとおりである。

（ア）諮問庁の理由説明書の概要

- a 個別指導の実施に当たっては、指導対象である保険医療機関等が公になり、いわゆる風評被害等により当該保険医療機関等の信用の低下につながらないように、細心の配慮を行いながら慎重に個別指導を実施している。
- b 個別指導の対象となる保険医療機関等については、「診療内容又は診療報酬の請求に関する情報の提供があり、個別指導が必要と認められた保険医療機関等」、「個別指導後の措置が再指導又は経過観察であって、改善が認められない保険医療機関等」等の選定基準により決定している。
- c 指導対象となった保険医療機関等にとって、指導対象であることは公にされたくない情報である。
- d 保険医療機関等が個別指導の指導対象となったことが公となれば、いわゆる風評被害等により当該保険医療機関等の信用の低下につながるおそれがあり、患者確保等の観点から不利な影響を及ぼす可能性が高い。
- e 既に原処分において指導日を開示していることから、個別指導の指導会場に関する情報を公にすると、いつ、どこで個別指導が行われるのか又は行われたのかを明らかにすることとなり、個別指導の指導対象である保険医療機関が特定されるおそれがある。
- f 個別指導の会場を公にすることは、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な権利を害するおそれがあることから、法5条2号イに該当する。

（イ）審査会の判断の概要

- a 審査請求人は、未実施の指導に係る会場名の開示を求めている。
- b 原処分において既に指導日が開示されていることから、更に会場の名称まで開示すれば、これらの情報を基に指導当日に会場に赴けば、指導の対象となった保険医療機関を特定することが可能となるとする諮問庁の説明は首肯できる。

c 諮問庁の説明のとおり，保険医療機関等に対する個別指導に関する情報は，一般には当該保険医療機関等にとって信用低下につながるおそれのある情報であることは否定できず，また，特定の保険医療機関等が，個別指導を受けたことが公にされると，当該保険医療機関等の信用が低下し，現在及び将来の業務上の地位に不利益を与えることになることも推認されるから，これを公にすることにより，当該法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

d 審査請求人が開示すべきとし，諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は，法5条2号イに該当すると認められるので，不開示とすることが妥当である。

上記（ア）eにおいて，諮問庁は「個別指導がいつ行われたのか」についても意見を述べているが，審査会は上記（イ）a及びdのとおり，審査請求人が「未実施の指導に係る会場名」の開示を求めていることを明示した上で，「これらの情報を基に指導当日に会場に赴けば，指導対象となった保険医療機関を特定することが可能となる」として，当該部分は法5条2号イに該当するとの判断を示しているのである。

前記の審査会の答申を受け，厚生労働大臣が平成30年特定月日A付けで，行なった裁決（厚生労働省発特定番号）に基づく処分庁の「裁決に基づく開示の実施について（通知）」（平成30年特定月日B付け特定番号）の「3不開示を維持した部分及びその理由」においても，不開示を維持する部分は「未実施の個別指導の会場」とされている。

今回の処分庁の開示決定（一部不開示）は，実施済の個別指導に係る会場についても法5条2号イに該当するとしており，過去に審査会が行った答申に反するものである。

#### イ 趣旨その2の理由

指導当日に指導会場に赴く以外の方法で指導対象の保険医療機関等を特定することが可能であるならば，本件対象文書の個別指導会場を不開示とする理由がない

実施済の個別指導に係る会場が法5条2号イに該当するのであれば，指導当日に指導会場に赴く以外の何らかの方法により指導対象の保険医療機関等を特定する方法が存在するということになる。つまり，処分庁の開示（一部不開示）決定は，①前述の諮問庁の説明（「個別指導の実施に当たっては，指導対象である保険医療機関等が公になり，いわゆる風評被害等により当該保険医療機関等の信用の低下

につながらないように、細心の配慮を行いながら慎重に個別指導を実施している」と矛盾するものであり、②指導日と指導会場のみで指導対象となった保険医療機関等を特定することが可能ということは、本件対象文書以外において既に特定の保険医療機関に対する指導日と指導会場が公になっているということであるから、本件対象文書の個別指導会場を不開示とする理由がない。よって、原処分取り消しを求めるものである。

## (2) 意見書

### ア 諮問庁の理由説明書に対する意見

#### (ア) 「平成30年度月別指導実施計画」の不開示部分について「個別指導に係る会場」を「未実施の個別指導に係る会場」とするよう求める趣旨その1について

諮問庁は、理由説明書の3(1)イにおいて、「平成30年度月別指導実施計画」の不開示部分(「個別指導に係る会場」)については先例答申を踏まえており、「未実施の個別指導に係る会場」に限り不開示としたことから、個別指導が実施された後に同文書の開示請求がなされた場合は、「実施済の個別指導に係る会場」については法5条2号イに該当せず、開示するという趣旨の説明をしている。

しかし、上記の説明内容は、原処分における不開示理由の付記では示されておらず、原処分は行政手続法8条(理由の提示)に違反している。

処分庁は、先例答申を踏まえた諮問庁の裁決に基づく開示の実施において、「未実施の個別指導の会場」としていた不開示を維持した部分を、わずか約1ヶ月後の原処分では「個別指導に係る会場」と改変しており、これは意図的に先例答申に反し、行政手続法8条の要件を無視したもので悪質である。

#### (イ) 趣旨その1が認められない場合において、平成30年度月別指導実施計画の不開示部分を全部開示するよう求める趣旨その2について

諮問庁は、理由説明書の3(2)ウ(オ)において、「情報公開・個人情報保護審査会は(中略)、個別指導の会場を不開示とすることは妥当であると判断している」としているが、これは誤りである。正しくは、情報公開・個人情報保護審査会は「未実施の指導に係る会場名」が開示された場合、「これらの情報を基に指導当日に会場に赴けば、指導対象となった保険医療機関を特定することが可能となる」として、法5条2号イに該当するとの判断を示しているのである。これも意図的に先例答申を歪曲したもので、極めて

悪質である。

#### イ 結論

諮問庁の理由説明書により「実施済の個別指導に係る会場」は法5条2号イに該当せず、指導当日に指導会場に赴く以外の方法では指導対象の保険医療機関等は特定されないことが明らかとなった。

改めて、「平成30年度月別指導実施計画」の不開示部分（「個別指導に係る会場」）を「未実施の個別指導に係る会場」とするよう求める。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求の経緯

(1) 本件審査請求人は、平成30年4月17日付けで処分庁に対して、法3条の規定に基づき、本件対象文書に係る開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、平成30年6月21日付け（同月25日受付）で本件審査請求を提起したものである。

#### 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

#### 3 理由

##### (1) 趣旨その1

##### ア 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において「平成30年度月別指導実施計画」の不開示部分について「個別指導に係る会場」を「未実施の個別指導に係る会場」とするよう求める。」とし、その理由として、先例答申を受け、厚生労働大臣が平成30年特定月日A付けで行った裁決（厚生労働省特定番号）に基づく処分庁の「裁決に基づく開示の実施について（通知）」（平成30年特定月日B付け特定番号）の「3不開示を維持した部分及びその理由」においても、不開示を維持する部分は「未実施の個別指導の会場」とされている。」とし、したがって「今回の処分庁の開示決定（一部不開示）は、実施済の個別指導に係る会場についても法5条2号イに該当するとしており、過去の審査会が行った答申に反するものである。」と主張している。

##### イ 原処分の妥当性について

「平成30年度月別指導実施計画」の不開示部分（個別指導会場）については、審査請求人が平成30年4月17日付け（同日受付）で開示請求を行い、処分庁が先例答申を踏まえ、原処分を行ったものである。

審査請求人が開示請求を行った同日において「平成30年度月別指

導実施計画」における個別指導は全て未実施であることから、原処分庁の決定は先例答申に反するものではなく、原処分は妥当と考える。

(2) 趣旨その2

ア 本件対象不開示部分について

本件審査請求の趣旨その2において審査請求人が開示を求める部分は、別表下欄に掲げる7文書のうち、「平成30年度月別指導実施計画の個別指導に係る会場」（以下「本件対象不開示部分」という。）の不開示部分である。

この不開示を維持する部分については、法5条2号イに該当することから、以下、不開示情報該当性について説明する。

イ 保険医療機関等に対する指導について

指導とは、健康保険法（大正11年法律第70号。）等の関係法律の規定に基づき、保険医療機関等又は保険医等に対して、当該保険医療機関等又は保険医等が行う療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費若しくは家族療養費の支給に係る診療（調剤を含む。以下同じ。）の内容又は診療報酬（調剤報酬を含む。以下同じ。）の請求について行うものである。

具体的には、平成7年12月22日付け保発第117号厚生省保険局長通知の別添一「指導大綱」（以下「指導大綱」という。）においてその取扱いが示されている。

指導形態としては、集団指導（保険医療機関等を一定の場所に集めて講習等の方式により実施）、集团的個別指導（保険医療機関等を一定の場所に集めて個別に簡便な面接懇談方式により実施）及び個別指導（保険医療機関等を一定の場所に集めて又は当該保険医療機関等において個別に面接懇談方式により実施）の3形態がある。

このうち、個別指導を行う保険医療機関等の選定基準は、次の（ア）から（キ）までのとおりである。

- (ア) 診療内容又は診療報酬の請求に関する情報の提供があり、個別指導が必要と認められた保険医療機関等
- (イ) 個別指導後の措置が再指導又は経過観察であって、改善が認められない保険医療機関等
- (ウ) 監査の結果、戒告又は注意を受けた保険医療機関等
- (エ) 集团的個別指導の結果、大部分の診療報酬明細書について、適正を欠くものが認められた保険医療機関等
- (オ) 集团的個別指導を受けた保険医療機関等のうち、翌年度の実績においても、なお高点数保険医療機関等に該当するもの
- (カ) 正当な理由がなく集团的個別指導を拒否した保険医療機関等
- (キ) その他特に必要が認められる保険医療機関等

#### ウ 不開示情報該当性について

(ア) 本件対象不開示部分を公にすると、既に原処分において指導日を  
開示していることから、いつ、どこで個別指導が行われるのか又は  
行われたのかを明らかにすることとなり、個別指導の指導対象であ  
る保険医療機関が特定されるおそれがある。

(イ) 個別指導の実施に当たっては、指導対象である保険医療機関等が  
公になり、いわゆる風評被害等により当該保険医療機関等の信用の  
低下につながらないように、細心の配慮を行いながら慎重に個別指  
導を実施している。

(ウ) 個別指導は上記選定基準により指導対象が決定される。

そのうち、診療内容又は診療報酬の請求に関する情報の提供に係  
る保険医療機関等については、その情報提供を端緒として実施した  
個別指導の結果、診療内容又は診療報酬の請求について不正又は著  
しい不当があったことを疑うに足りる理由がある場合等は監査へ移  
行し、保険医療機関等の指定取消等の措置を採るに至る場合も少な  
くないことから、指導対象である保険医療機関等にとっては、指導  
対象であることは公にされたくない情報である。

また、前回の個別指導後の措置が再指導又は経過観察であって、  
改善が認められない保険医療機関等や、監査の結果、戒告又は注意  
を受けた保険医療機関等、指導対象である保険医療機関等にとっ  
ては、指導対象であることは公にされたくない情報である。

(エ) これらのことから、当該保険医療機関等が個別指導の指導対象  
であることが公となれば、いわゆる風評被害等により当該保険医療機  
関等の信用の低下につながるおそれがあり、患者確保等の観点から  
不利な影響を及ぼす可能性が高く、公にすることにより、当該法人  
等の権利、競争上の地位その他正当な権利を害するおそれがあるこ  
とから、法5条2号イに該当する。

(オ) 審査請求人は、平成29年特定月日で、平成29年度月別指導実  
施計画の未実施の指導に係る会場を不開示とした処分の取消を求め  
る旨の本件審査請求と同様の審査請求を行い、情報公開・個人情報  
保護審査会は先例答申において、個別指導の会場を不開示とするこ  
とは妥当であると判断している。

(カ) 以上のことから、当該不開示部分は、原処分を維持して不開示と  
することが妥当であると考ええる。

#### 4 結論

以上のとおり、本件審査請求（趣旨その1及び趣旨その2）について、  
原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |              |               |
|--------------|---------------|
| ① 平成30年8月31日 | 諮問の受理         |
| ② 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年9月13日    | 審議            |
| ④ 同月28日      | 審査請求人から意見書を收受 |
| ⑤ 同年11月29日   | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ 同年12月20日   | 審議            |

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、「平成30年度の岡山県内の歯科保険医療機関及び歯科保険医を対象とした行政指導（集団指導，集团的個別指導，個別指導）の実実施計画（指導方針，年度計画，月別実施予定件数，医療機関別平均値一覧表などがわかる関連資料）及び年度計画の検討に際して厚労省から示された保険医療機関等に係るデータなど関連資料」の開示を求めるものであり，処分庁は，別紙に掲げる文書1ないし文書7を特定し，その一部を法5条2号イに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ，審査請求人は，原処分における理由の提示に不備がある旨の主張をしており，また，不開示部分の開示を求めていると解される。

これに対し，諮問庁は，審査請求人が開示請求を行った同日において「平成30年度月別指導実施計画」における個別指導は全て未実施であることから，原処分を妥当としている。

このため，以下，本件対象文書を見分した結果を踏まえ，原処分における理由の提示の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

### 2 理由の提示の妥当性について

- (1) 審査請求人は，審査請求書及び意見書において，本件開示決定通知書に記載されている本件対象文書に係る「不開示とした部分」欄の記載について，「個別指導に係る会場」を「未実施の個別指導に係る会場」とするよう求めている。
- (2) 開示請求に係る行政文書の一部又は全部を開示しないときには，法9条1項及び2項に基づき，当該決定をした旨の通知をしなければならず，この通知を行う際には，行政手続法8条1項に基づく理由の提示を書面で行うことが必要である。理由の提示の制度は，処分庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに，処分の理由を相手方に知らせて不服申立に便宜を与える趣旨から設けられているものである。かかる趣旨に照らせば，この通知に提示すべき理由としては，開示請求者において，不開示とされた箇所が法5条各号の不開示事由のいずれに該当するのかが，その根拠とともに了知し得るものでなければならない。



(3) そこで、原処分における理由の提示の妥当性について検討すると、本件開示決定通知書の「2 不開示とした部分とその理由」欄には、「別添「行政文書開示文書総括表」のとおり」と記載されており、別添の「行政文書開示文書総括表」には、開示決定した行政文書が掲げられており、各文書ごとに「枚数」、「不開示とした部分」及び「不開示理由及び根拠条文」が記載されていることが認められる。そして、本件対象文書に係る「不開示とした部分」欄には「個別指導に係る会場」と記載されており、「不開示理由及び根拠条文」欄には「公にすることにより、当該法人又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため（法第5条第2号イ）」と記載されており、法5条各号に該当する部分が具体的に明示され、その対応関係も明確であると認められるほか、「不開示とした部分」欄の記載についても、本件対象文書における不開示部分の欄の名称が記載されていると認められる。

なお、本件対象文書における不開示部分は、開示決定以降の実施予定月についての個別指導に係る会場のみで、その時点において実施済みの個別指導に係る会場はないことから、あえて「未実施」と明記する必要性があるとは認められない。

(4) したがって、原処分における理由の提示が違法であるとは認められず、審査請求人の主張は採用できない。

### 3 不開示情報該当性について

(1) 当審査会は、先例答申において、不開示部分（未実施の個別指導の会場名）の不開示情報該当性について次のように判断している。

原処分において、既に指導日が開示されていることから、更に会場の名称まで開示すれば、これらの情報を基に指導当日に会場に赴けば、指導の対象となった保険医療機関を特定することが可能となるとする諮問庁の説明は首肯できる。

また、諮問庁の説明のとおり、保険医療機関等に対する個別指導に関する情報は、一般には当該保険医療機関等にとって信用低下につながるおそれのある情報であることは否定できず、また、特定の保険医療機関等が、個別指導を受けたことが公にされると、当該保険医療機関等の信用が低下し、現在及び将来の業務上の地位に不利益を与えることになることも推認されるところであることから、これを公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(2) そこで、本件対象文書を見分したところ、原処分における不開示部分

は、先例答申の不開示部分と同様の情報であると認められ、仮に当該部分を公にすると、指導実施日が原処分において開示されていることから、個別指導の対象となる医療機関が特定され、当該保険医療機関の信用の低下につながるおそれがあり、患者確保等の観点から不利な影響を及ぼす可能性が高く、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な権利を害するおそれがある旨の諮問庁の説明（上記第3の3（2）ウ）は是認できる。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条2号イに該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同号イに該当すると認められるので、妥当であると判断した。

（第3部会）

委員 岡島敦子，委員 葭葉裕子，委員 渡井理佳子

## 別紙

- 文書1 「保険医療機関等及び保険医等の指導及び監査について」の改正について（平成20年9月30日保発第0930008号）
- 文書2 新規指定時集団指導及び新規個別指導の対象について（平成30年特定月日事務連絡）
- 文書3 中国四国厚生局における平成30年度保険医療機関等の調査指導業務方針
- 文書4 平成30年度指導等実施計画
- 文書5 平成30年度月別指導実施計画
- 文書6 医療機関別平均値一覧表（歯科）
- 文書7 厚労省から示された保険医療機関等に係るデータなど関連資料（歯科）